

国土調査の指定

国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第６条第３項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第５項の規定により公表する。

島根県知事 丸山 達也

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の 名称	調 査 地 域	調 査 期 間
令和２年５月１３日	出雲市	西山中③地区 西山中④地区 西山中⑤地区	令和２年５月１３日から 令和３年３月３１日まで